

2016年 9月 20日

加盟団体 各位

役員 各位

(公社) 全日本アーチェリー連盟  
競技部長 津田 正弘  
(公印省略)

2016～2017年版競技規則の運用注意点について (ご連絡)

平素は本連盟の諸事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、競技規則の改定に伴い、新旧対照表に併せて下記の条項についての運用に関する補足事項と注意点をご連絡いたします。

つきましては、貴連盟(協会)におかれましては、会員へご周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. ターゲットアーチェリー 第214条5項(競技者番号の装着について)

「競技者番号は競技者のクィーバーまたは太腿に明瞭に表示し、競技中は常にシューティングラインの後方から見えなければならない。」

【対応措置】

この項に関して、有用の猶予期間を設け、その間に規則の周知徹底に努める。

猶予期間 : 2016年10月1日 ~ 2017年3月31日

【説明】

この項は、WAルールブックではかなり以前から適用されておりました。これは国際大会で着用する競技者のユニホームの背面には国名及び競技者名が明記されており、それを見やすくするための措置と考えられます。

ただ、現状の国内大会では背中に名前が表示は義務付けておらず、また日本の風習になじまないことを踏まえ、競技規則の改正を見送っておりましたが、東京オリンピック開催を受け、WAルールブックに則した規則であると判断し、今回改正としました。

しかし、競技者番号(ゼッケン)が、薄い布製素材などの場合、審判員から確認し辛いことも予想されます。従って猶予期間を設け、その間は素材によっては従来どおり背中に装着することも可能とします。

但し、一つの競技会の中では全競技者が統一した対応で実施するようにしてください(全競技者が同じ位置に付ける)。

2. ターゲットアーチェリー 第220条3項（パラアーチェリーのスツールについて）  
「原理的に容認され得るもので、「スツール」という言葉に適合していれば、どのような形式の椅子も使用できる。」

**【対応措置】**

この項に関して、有用の猶予期間を設け、その間に規則の周知徹底に努める。

猶予期間：2016年10月1日～2017年3月31日

**【説明】**

競技規則の文章にあるように、「スツール」という言葉は、背もたれ・肘掛けのない椅子を意味しますが、現状では多くの競技者が背もたれのある椅子を使用していることを考慮し、上記の猶予期間を設けますので、該当する競技者は随時対応願います。

但し、スツールの座面以外のどの箇所も、競技者の上体に接触してはならないよう徹底した注意をお願いします。

3. 公認審判員規定 第9条4項（資格の喪失）

「WAまたは本連盟および加盟団体が開催する審判員研修会に、特別の理由がなく、2年以上出席しなかったとき。」

**【規則文修正】**

「本連盟および加盟団体が開催する審判員研修会に、特別の理由がなく、2年以上出席しなかったとき。」（「WAまたは」を削除）

**【説明】**

WAおよびWAA（ワールドアーチェリーアジア）の開催する審判員研修会への出席は、本連盟の承認が必要であり、かなり限定された方への適用になりますので、本文より削除いたします。

4. 公認審判員規程 第13条1項（1級公認審判員の資格の復活について）

「1級公認審判員は、加盟団体の申請に基づき、地区審判委員会が推薦した者について本連盟が試験を行い、それに合格すること。」

**【補足説明】**

※本来、一度登録を抹消された方は、3級公認審判員から再度開始することになりますが、過去の経験を考慮し、それぞれの資格習得までの年数を免除する措置となります。

原則、この試験は、例年2月に実施する新規1級公認審判員試験において受験していただくこととなりますが、対象者が多数の場合は別途試験日を設定することもあります。

以上